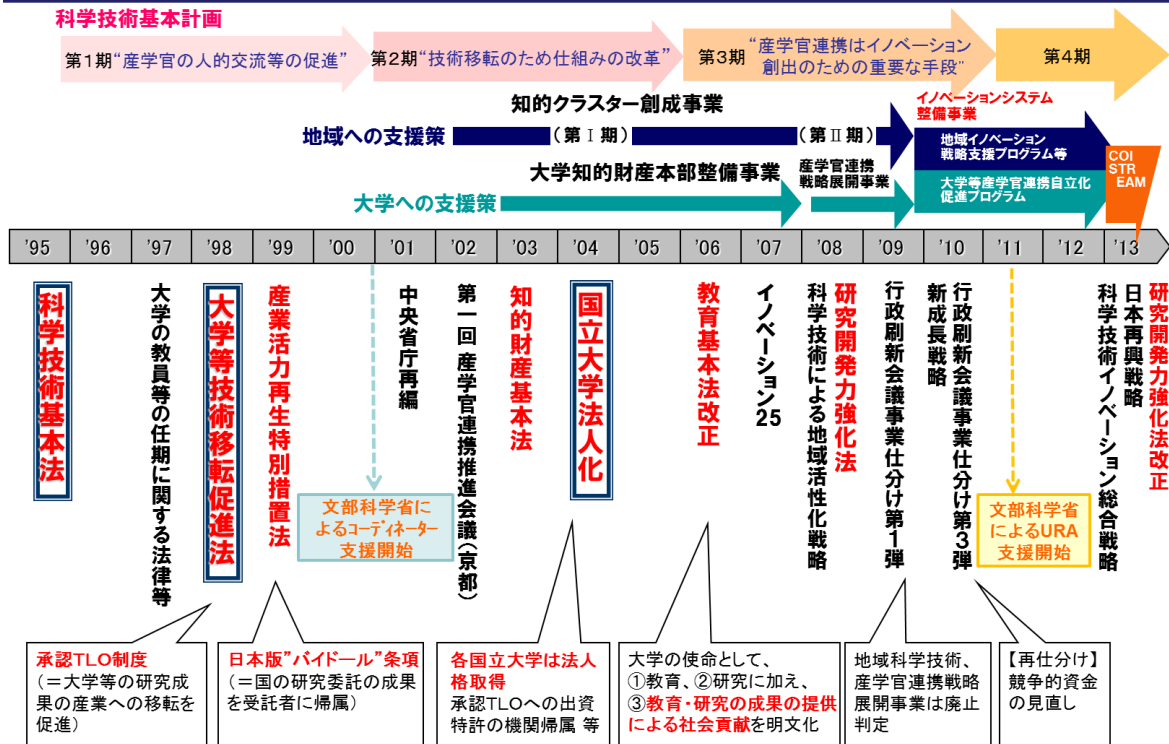


資料1

産学官連携施策の経過



資料2

大学の役割

～教育、研究、そして成果提供は大学にとって3本柱～

●学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

第八十三条第2項 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

●知的財産基本法(平成十四年十二月四日法律第百二十二号)

(大学等の責務等)

第七条 大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

●教育基本法(平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)

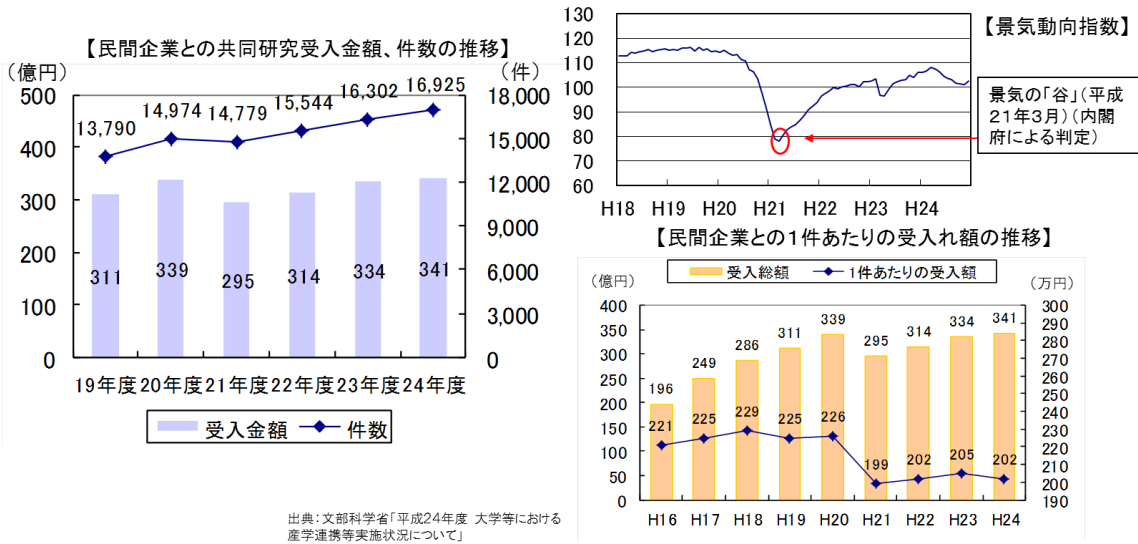
(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

資料3

大学等における民間企業等との共同研究の実績

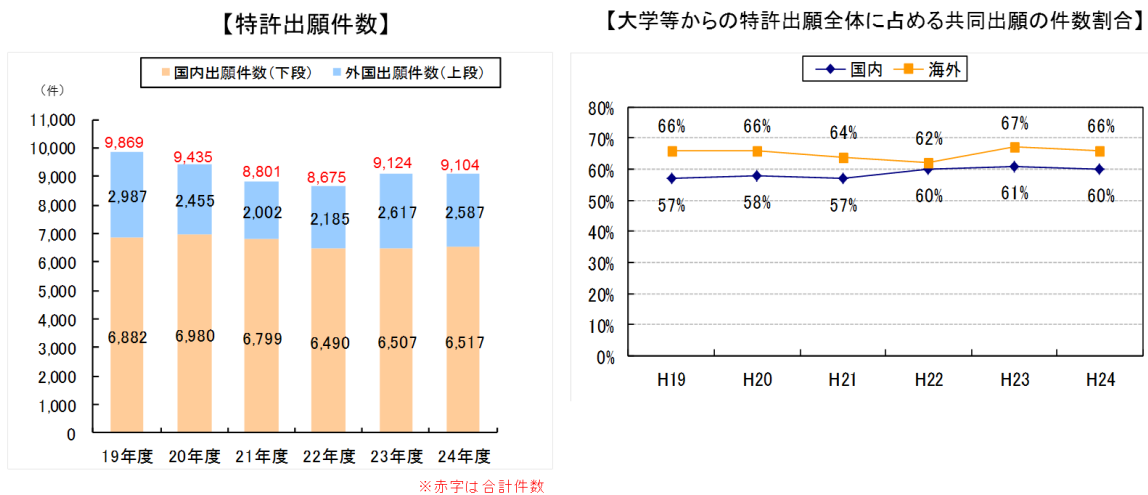
- 民間企業等との共同研究については、件数、受入金額ともに総じて増加傾向を示している。
- 景気の影響もあり、1件あたりの受入額は平成21年度に落ち込んだが、件数自体は微減に留まり、直近の平成24年度に最高件数であることを鑑みると、共同研究の意識は定着してきていると考えられる。



資料4

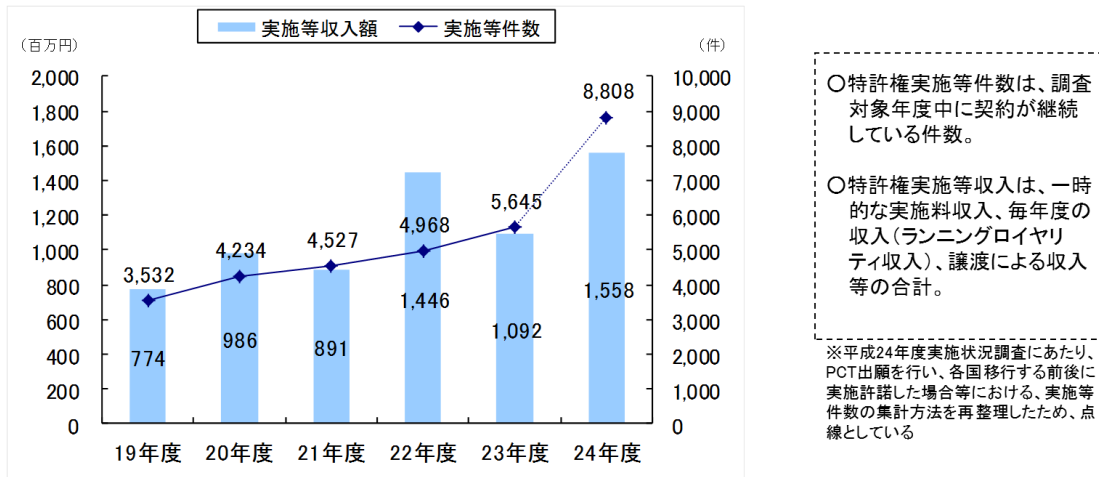
大学等における特許出願等の実績の推移

- 特許出願件数は、国内外合わせ9,000件程度である。
- うち共同出願件数は、国内出願・外国出願どちらにおいても過半数を占める。



- 特許権実施等件数及び特許権実施等収入は、概して増加傾向にある。

【特許権実施等収入及び特許権実施等件数】



※大学等とは大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人を含む。
 ※国公立大学等を対象。
 ※特許権実施等件数は、実施許諾または譲渡した特許権(「受ける権利」の段階のものも含む)の数を指す。

※**国立大学の法人化以前**は、地域共同研究センター等における産学官連携活動はあったものの、**組織的対応**というより「**研究者個人**」による活動が主体であった。



○国立大学の法人化の動きを契機として、大学において産学官連携のための組織・体制等の整備の必要性が高まったことを受け、平成15年度以来、以下の取組を実施。

○大学知的財産本部整備事業(平成15年度～平成19年度)

大学等における知的財産の組織的な創出・管理・活用を図るモデルとなる体制を整備を図る。

- ・「大学知的財産本部整備事業」: 34件
 - ・「特色ある知的財産の管理・活用機能支援プログラム」: 9件
- 合計43件を実施

○大学等産学官連携自立化促進プログラム(平成20年度～平成24年度)

国際的な産学官連携活動や特色ある産学官連携活動の強化、産学官連携コーディネーター配置等の支援により、大学等が産学官連携活動を自立して実施できる環境の整備を図る。

1. 機能強化支援型

- ・「国際的な産学官連携活動の推進」: 16件
- ・「特色ある優れた産学官連携活動の推進」: 22件
- ・「知的財産活動基盤の強化」(平成22年度終了): 17件
- ・「知財ポートフォリオ形成モデルの構築」: 2件
- ・「バイオベンチャー創出環境の整備」: 2件

合計59件を実施

2. コーディネーター支援型 : 合計49件を実施

※平成20年度～平成21年度は「産学官連携戦略展開事業」として実施